

世帯の所得基準について（修学奨学金の申請の場合）

出願者の属する世帯の前年 1 年間の「合計所得金額」が「所得基準額」（表 1）以下であることを基準とします。

1. 収入について

（1）合計所得金額について

「合計所得金額」とは、給与所得、事業所得、雑所得など所得税法上定められている各種所得を合計した金額をいいます。

※留意点

- ① 父母など出願者を保護又は扶助している者の所得金額を合計し「合計所得金額」とします。
出願者を保護又は扶助していない者の所得金額は含みません。
- ② 出願者本人に所得がある場合は、その所得金額を含んだ額を「合計所得金額」とします。
- ③ 2 人以上に収入がある世帯については、それぞれの合計所得金額の足した金額を世帯としての「合計所得金額」とします。

（2）所得基準額について

所得基準額は次のとおりです。

ただし、世帯人数は、父母など出願者を保護又は扶助している者及びその者が扶養している人数を合わせた人数をいいます。扶養か否かの判定は所得税法上の判定に準じます。

表 1 所得基準額

世帯人数	基準額	（※参考：所得がある者が1人 かつ給与所得のみの場合） 社保等控除前の給与金額
2人	234万円	360万円
3人	276万円	400万円
4人	308万円	440万円
5人	340万円	480万円
6人	372万円	520万円
7人以上は1人増す毎に6人 の収入基準額に右の金額を 加算する	32万円	40万円